

II. 教育課程、履修案内

(博士前期課程)

1. 教育課程及び担当教員

生産開発工学専攻（博士前期（修士）課程）							
区分	授 業 科 目	単 位 数		担当教員	要件		
		必修	選択				
専 門 科 目	機 械 ・ 材 料 ・ 化 学	弾塑性力学論		2	准教授 博士(工学) 山岸 郷志	選 択 1 2 単 位 以 上	
		先進製造学特論		2	准教授 博士(工学) 小林 義和		
		機能性材料科学特論		2	教 授 博士(理学) 日下部 征信		
		環境調和材料特論		2	教 授 学 術 博 士 藤木 一浩		
		化学工学特論		2	教 授 博 士(工学) 竹園 恵		
		微生物工学特論		2	准教授 学 術 博 士 小野寺 正幸		
		食品化学特論		2	教 授 農 学 博 士 門脇 基二		
		シミュレーション工学特論		2	准教授 博 士(理学) 笹川 圭右		
		食品機能解析学総論		2	准教授 博 士(学術) 久保田 真敏		
	知 能 機 械 ・ 電 気 電 子 情 報	ロボット制御論		2	准教授 博 士(工学) 李 虎奎		
		計測制御工学特論		2	准教授 博 士(工学) 大金 一二		
		動的システム特論		2	准教授 博 士(工学) 渡邊 壮一		
		先端生産システム特論		2	教 授 博 士(工学) 佐藤 栄一		
		電磁気学特論		2	教 授 工 学 博 士 金井 靖		
		電気電子回路特論		2	教 授 博 士(工学) 今田 剛		
		通信・ネットワーク工学特論		2	准教授 博 士(理学) 海老澤 賢史		
		知能情報工学概論		2	准教授 博 士(情報科学) 中村 誠		
		生体信号処理特論		2	教 授 博 士(工学) 伊藤 健一		
		サイバネティクス		2	教 授 博 士(工学) 村上 肇		
	医用・福祉工学		2	教 授 博 士(工学) 寺島 正二郎			
	建 築 ・ 都 市 環 境	建築材料学特論		2	准教授 博 士(工学) 五十嵐 賢次		
		建築構造学特論		2	教 授 工 学 博 士 田村 良一		
		建築計画学特論		2	准教授 博 士(工学) 黒木 宏一		
		都市計画学特論		2	准教授 博 士(工学) 倉知 徹		
		建築環境設備設計特論		2	教 授 博 士(工学) 飯野 秋成		
		建築環境制御学特論		2	教 授 博 士(工学) 富永 禎秀		
		建築防災学特論		2	講 師 博 士(工学) 涌井 将貴		
都市防災学特論			2	教 授 博 士(工学) 樋口 秀			
共 通 科 目	知的財産概論	} ※1	2	准教授 博 士(法学) 前田 実紀	選 択 4 単 位 以 上 ※2		
	知的財産戦略論		2	准教授 博 士(法学) 前田 実紀			
	エネルギー概論Ⅰ		2	非 常 勤 講 師			
	エネルギー概論Ⅱ		2	非 常 勤 講 師			
	実践英語		2	准教授 教育工学修士 須貝 文弘			
	応用数学特論		2	准教授 教育学修士 小湊 彩子			
	物性工学概論		2	准教授 博 士(理学) 竹野 茂治			
		2	准教授 博 士(理学) 吉田 宏二				
	特 別 演 習 Ⅰ		3		6 単位		
	特 別 演 習 Ⅱ		3				
	特 別 研 究 Ⅰ		4		8 単位		
	特 別 研 究 Ⅱ		4				
修了要件					合計 30 単位以上		

(注) ※1：各々1科目を隔年開講とする。

※2：実践英語、応用数学特論、物性工学概論はいずれか1科目を修得すること。

2. 履修方法及び修了要件

(1) 履修方法について

授業科目の履修指導及び研究指導は、主指導教員が中心となって行い、副指導教員がこれを補佐します。入学から修了までの流れは、図1に示すとおりです。

①指導教員の決定

指導教員として、学生1人について主指導教員1人と1人以上の副指導教員を置きます。主指導教員及び副指導教員は、研究計画書を参考にして、研究科委員会において決定されます。

主指導教員及び副指導教員の任務については、6 ページにある「5. 主指導教員及び副指導教員について」を参照ください。

②履修計画書の作成

学生は、入学当初に主指導教員の指導を受けて、修了までの履修計画書を作成して提出します。主指導教員は、学生の研究内容に関連する専門授業科目及び広い範囲の工学知識を修得するための授業科目を提示するなどして、履修に関する助言を行います。

また、毎学年の始めには、履修計画書に基づいて、当該学年において履修する授業科目を選定し、所定の期日までに事務局学務課へ履修登録票を提出してください。

③授業科目の履修

大学院博士前期課程では、高度な専門的基礎力とともに、視野の広い総合的な工学知識を有する高級技術者を養成することを目的としています。従って、専門的な基礎学力を修得するために専門科目を12単位以上、高度な技術者に相応しい素養を身につけるために共通科目を4単位以上、選択履修しなければなりません。

なお、単位には関係ありませんが、学外者による特別講義を聴講し、幅広い識見を習得するようにしてください。

④特別演習の履修

「特別演習Ⅰ」3単位及び「特別演習Ⅱ」3単位を必修科目として履修します。

特別演習は、学生の研究課題に関係した内外の研究論文などの講読を行い、併せて技術的問題等の討議を通じて学生の研究開発能力を高めること、英語論文や英文マニュアルを読み上げる力及び知的財産などのスキル向上を目的としています。学生は、主指導教員と相談の上、主指導教員又は副指導教員の特別演習を履修してください。

⑤特別研究の履修

「特別研究Ⅰ」4単位及び「特別研究Ⅱ」4単位を必修科目として履修します。

特別研究は、修士論文作成のための課程として行われるものです。主指導教員は、副指導教員と共にその指導にあたります。

修士論文は、指導教員の助言と指導に基づき決定した研究課題について、履修した講義・演習の内容及び特別研究の成果を取り入れて作成します。

⑥成績評価について

履修した授業科目については、学期末又は学年末に定期試験等が行われます。成績は、S、A、B、C、認又はDで評価され、合格した者には所定の単位が与えられます。

判定	合格					不合格	評価外
	S	A	B	C	認	D	
評価	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	888	59点以下	「U」

(注1) 「U」は出席日数の関係から受験資格がなかった科目の評価外記号です。

(注2) 「認：888」は、他の大学院において修得した単位等の認定記号です。

⑦課程の修了

30単位以上の授業科目を修得し、学位論文をまとめた学生は、学位論文と論文要旨を添えて論文審査出願書を主指導教員へ提出します。そして、提出した学位論文について、公開による口頭発表を行い、論文審査委員会による審査及び最終試験を受けます。これらに合格した学生は、修了となります。

⑧修了の要件

修了の要件は、2年以上在学し、研究科が開設する授業科目の中から30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格する必要があります。上記修了要件には、以下の必修科目等の単位を含むものとします。

なお、修了に要する標準修業年限は2年ですが、特に優れた業績を上げた者の在学期間については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとします。（大学院学則第34条第1項参照）

- | | | | |
|------------|--------|------------|-------|
| ・専門科目（選択） | 12単位以上 | ・共通科目（選択） | 4単位以上 |
| ・特別演習Ⅰ（必修） | 3単位 | ・特別演習Ⅱ（必修） | 3単位 |
| ・特別研究Ⅰ（必修） | 4単位 | ・特別研究Ⅱ（必修） | 4単位 |

⑨学位の授与

博士前期課程を修了した者には、修士（工学）の学位を授与します。

（2）他の大学院において修得した単位の取扱いについて

教育研究上有益と認められた場合に限り、他の大学院において修得した単位について10単位を超えない範囲で課程の修了に必要な単位に算入することができます。

また、本学は、現在、長岡技術科学大学及び長岡造形大学と単位互換の協定を結んでいます。これに係る履修の手続方法等については、ポータル等で周知します。

（3）他の大学院等における研究指導について

教育研究上有益と認められた場合に限り、他の大学院又は研究所等で研究指導（1年以内）を受けることができます。

（4）長期にわたる教育課程の履修について

職業を有している等の事情により標準修業年限内での修学が困難な学生に対して、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的な教育課程の履修を認める制度があります。許可された場合は、通常の修業年限（2年）において支払う授業料などの総額を、長期履修期間として認められた期間に学期毎に按分して支払うことになります。

この履修を希望する場合は、入学時は入試広報課へ、入学後は学務課へ照会してください。

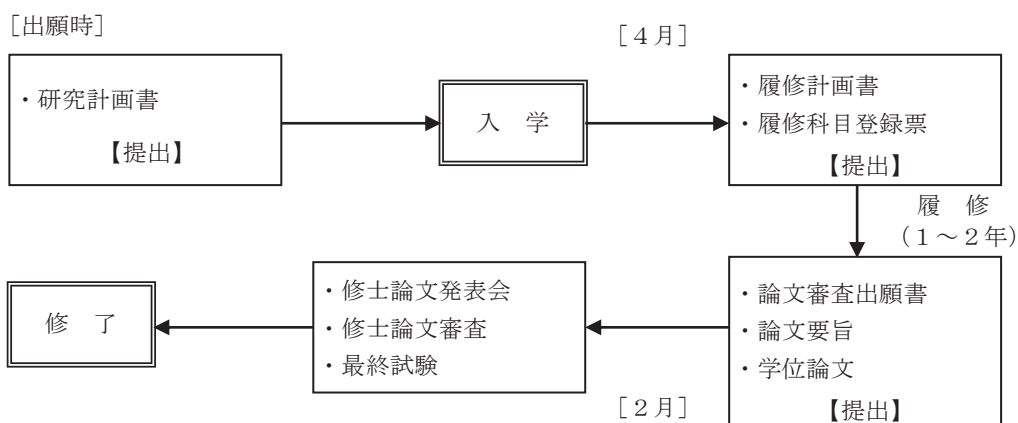


図1 入学から修了までの流れ

履 修 計 画 書

年 月 日

新潟工科大学大学院研究科長 殿

工学研究科	専攻		
学籍番号		氏 名	印
主指導教員	印	副指導教員	印
			印

下記のとおり履修計画を立てましたので、提出いたします。

記

区分	履 修 科 目	単位数	担当教員名	備 考
専 門 科 目				
共 通 科 目				
	特 別 演 習 I	3		
	特 別 演 習 II	3		
	特 別 研 究 I	4		
	特 別 研 究 II	4		
	研 究 テ ー マ			

3. 学位論文の審査及び最終試験について

指導教員の研究指導を受けて作成する学位論文については、その内容を発表会において公表し、論文審査委員会の審査を受けなければなりません。また、同時に、口頭試問による最終試験が行われます。

学位論文の審査及び最終試験は、次の要領により実施されます。

(1) 提出書類

学位論文の審査を願い出る者は、主指導教員の承認を得て、次の書類を修了年次の所定の期日までに主指導教員へ提出してください。

なお、学位論文の提出に当たっては、その内容に関する論文（学会の論文誌、全国大会、支部大会、研究会など）を1編以上公表していなければなりません。（公表の時期については、修了年の4月頃までに発表予定のものも含めます。）

- ① 論文審査出願書（別記様式2）：1部
- ② 論文要旨（別記様式3）：正本1部、副本（審査委員数×1）部
- ③ 学位論文：正本1部、副本（審査委員数×1）部

(2) 学位論文審査

学位論文の審査は、次の要領で論文審査委員会により行われます。

- 1) 主指導教員は、指導する学生1人ごとに論文審査委員会の主査及び委員（案）を定め、論文題目及び発表日時と共に、「学位論文審査委員会委員（予定者）及び学位論文発表届」（別記様式1）を1月末日までに学務課経由で研究科長へ提出する。
- 2) 1)により、研究科委員会は、学長からの付託を受けて論文審査出願者1人について3人以上の大学院担当教員（うち1人を主査とする。）をもって組織する論文審査委員会を設ける。
- 3) 論文審査委員会は、審査委員会ごとに学位論文の発表会、審査及び最終試験を行い、主査は、その結果について、「修士学位論文審査及び最終試験結果報告書」及び「論文審査委員及び所見」（別記様式5、6）により研究科長に報告する。

(3) 学位論文発表会

学位論文の発表会は、論文審査委員会の設置後、各審査委員会ごとに行われます。

論文発表会は、次の要領により実施されます。

- 1) 論文発表会は、論文審査委員会が実施し、その主査が司会進行を行う。
- 2) 発表は口頭で行い、発表時間20分及び質疑応答時間10分とする。
- 3) 発表形式は、専門分野により異なるところがあるため、論文審査委員会が学部の習慣などを参考に決める。
- 4) 発表者は、発表に当たりA4判2枚以内の発表内容の梗概を用意し、発表会参加者に配布する。
- 5) 論文発表会は、公開で実施し、審査委員、教員、大学院学生、学部学生、学外者など誰でも参加できるものとする。
- 6) 論文発表会の実施に当たっては、学務課において、発表者全員について論文題目、日程、会場等をまとめ、学内に掲示するとともに、本学ホームページに掲載し周知する。

(4) 最終試験

最終試験は、次の要領により実施されます。

- 1) 最終試験は、論文審査委員会が実施する。
- 2) 最終試験は、学位論文の内容を中心として、これに関連のある専門科目について、口頭試問により行う。

(5) 修了判定

工学研究科委員会において論文審査委員会の報告に基づき、課程修了の可否について決議します。

(6) 学位論文の保管

提出された学位論文は、審査終了後、本学附属図書館及び指導教員のもとに1部ずつ保管されます。

◆学位論文審査等の日程（3月修了例）

日 程	実 施 者	実 施 事 項
入学～ 修了予定年度末	学位論文提出予定者 (学生)	・ 主指導教員の承諾を得る。 ・ 以下の合計30単位以上を修得する。 専門科目 12単位以上 共通科目 4単位以上 特別演習Ⅰ 3単位 特別演習Ⅱ 3単位 特別研究Ⅰ 4単位 特別研究Ⅱ 4単位 ・ 学位論文に関係する論文を1編以上公表する。
1月末日	主指導教員	「学位論文審査委員会委員（予定者）及び学位論文発表届」（別記様式1）を学務課経由で研究科長へ提出する。
2月1日 ～2月7日※	学位論文提出者 (学生)	下記書類を主指導教員へ提出する。 ・ 論文審査出願書（別記様式2）：1部 ・ 論文要旨：正本1部、副本（審査委員数×1）部 （別記様式3） ・ 学位論文：正本1部、副本（審査委員数×1）部
2月7日※	主指導教員	「論文審査出願書」（別記様式2）を学務課経由で研究科長へ提出する。
2月上旬	工学研究科委員会	論文審査委員会を設ける。
2月中旬	論文審査委員会	・ 論文発表会を行う。 ・ 学位論文の審査及び最終試験を行う。
2月下旬	論文審査委員会 (主査)	下記書類を学務課経由で研究科長へ提出する。 ・ 修士学位論文審査及び最終試験結果報告書 （別記様式5） 1部 ・ 論文審査委員及び所見（別記様式6） 1部 ・ 論文要旨（別記様式3） 1部 ・ 学位論文 1部
3月上旬	工学研究科委員会	論文審査委員会の報告に基づき、課程修了の可否について決議する。
3月(修了式)	学 長	修士(工学)の学位を授与する。

(注) ※印の期日は、年度により多少変更されることがあります。

4. 学位論文等の作成について

学位論文及び論文要旨については、所定の提出期限を厳守の上、次の要領にしたがって作成してください。

(1) 学位論文

- ① 仕様体裁は、A4判用紙を縦型に使用し、左側綴代（余白部）は2.5cmとする。
- ② 文字は横書きとし、和文又は英文とする。
- ③ 正本は、文書作成ソフトを用いて作成し、長期保存に耐え得るものとする。
- ④ 副本は、複写（乾式複写）でも構わない。
- ⑤ 論文に写真、統計図表、図版、製図（湿式複写可）等を添付する必要がある場合には、鮮明なものとし、台紙に貼付、あるいは折り込みをする等、全てA4判大に仕上げる。
- ⑥ 論文には、目次及び下部中央部に通し頁を付ける。
- ⑦ 論文の表紙は、所定様式（別記様式4）により作成し、表面に論文題目、専攻名、学籍番号、氏名を記載する。
- ⑧ 論文は、表紙、論文要旨、目次、本文の順に綴じ、原稿に穴を空けずに所定のバインダー等のファイルに綴じ込んで提出する。

(2) 論文要旨

- ① 仕様体裁は、A4判用紙を縦型に使用し、文字は横書きとする。
- ② 作成に当たっては、所定様式（別記様式3）により作成し、論文題目、論文提出者氏名、専攻、要旨を記載する。
- ③ 枚数は1～2枚とし、記載する文字は1,500字程度とする。
- ④ 文書作成ソフトを用いて作成する。
- ⑤ 論文要旨は、学位論文の巻頭に綴じ込む。

新潟工科大学大学院工学研究科における修士の学位に関する取扱細則

(趣旨)

第1条 新潟工科大学大学院工学研究科（以下「本研究科」という。）における修士の学位に関する取扱いについては、新潟工科大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）、新潟工科大学学位規程（以下「学位規程」という。）及び新潟工科大学大学院工学研究科委員会規程に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この細則において「学位申請者」とは、学位規程第5条第1項の規定に基づき、修士の学位授与の申請をしようとする者をいう。

(学位論文の提出資格)

第3条 本研究科の博士前期課程（以下「修士課程」という。）に在学する者で学位論文の審査を受けることができる者は、修士課程に2年以上在学し、専門科目の中から12単位以上、共通科目の中から4単位以上、特別演習6単位及び特定研究8単位を修得しなければならない。ただし、特に優れた業績を上げた者の在学期間については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 学位論文の提出に当たっては、その内容に関する論文（学会の論文誌、全国大会、支部大会及び研究会等）を1編以上発表していることを必要とする。この場合において、論文の公表については、4月頃までに発表予定のものを含むものとする。

3 大学院学則第34条第1項に規定している「特定の課題についての研究の成果」については、その分野のしかるべき機関の評価を得ることにより、前項の公表に代えることができる。

(学位論文の提出)

第4条 前条の要件を満たしている学位申請者は、指導教員の研究指導を受けて作成する学位論文について、次の各号に掲げる書類を主指導教員の確認を経て学長に提出するものとする。

(1) 論文審査出願書（別記様式2） 1部

(2) 論文要旨（別記様式3） 正本1部 副本（審査委員数×1）部

(3) 学位論文 正本1部 副本（審査委員数×1）部

(学位授与の申請時期)

第5条 前条の学位申請書類等の提出する時期は、原則として次のとおりとする。（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(1) 3月に学位を受けようとする者

2月1日から2月7日まで

(2) 9月に学位を受けようとする者

7月25日から7月31日まで

(学位論文審査委員会委員の選出)

第6条 主指導教員は、指導する学位申請者1人について学位論文審査委員会（以下「論文審査委員会」という。）の主査及び学位論文審査委員予定者を「学位論文審査委員会委員（予定者）及び学位論文発表届」（別記様式1）により研究科長に提出するものとする。

2 審査委員予定者は、主査を含む3人以上の研究指導及び講義担当適格者（M合教員）でなければならない。

（学位論文審査委員会）

第7条 研究科委員会は、学位授与の申請のあった論文を審査するため、学位申請者1人ごとに論文審査委員会を設置する。

2 論文審査委員会は、前条の届出に基づき、研究指導及び講義を担当する教員3人以上の審査委員をもって構成する。ただし、主指導教員が必要と認めるときは、論文審査等に研究指導の補助並びに講義担当適格者（M合教員）をオブザーバーとして加えることができる。

3 論文審査委員会は、各審査委員会ごとに学位論文の審査及び最終試験を行い、主査はその結果について、次に掲げる書類をもって研究科長に報告するものとする。

- | | |
|--------------------------------|----|
| (1) 修士学位論文審査及び最終試験結果報告書（別記様式5） | 1部 |
| (2) 論文審査委員及び所見（別記様式6） | 1部 |
| (3) 論文要旨（別記様式3） | 1部 |
| (4) 学位論文 | 1部 |

（学位論文発表会）

第8条 学位論文の審査の一環として、論文審査委員会は論文発表会を次の各号に掲げる要領により実施するものとする。

- (1) 論文発表会の司会は、論文審査委員会の主査が司るものとする。
- (2) 学位申請者の発表は口頭により行い、発表時間は20分とし、質疑応答時間を10分とする。
- (3) 発表形式は、専門分野により各論文審査委員会が定めるものとする。
- (4) 学位申請者は、発表に当りA4判2枚以内の発表内容要旨を用意し、発表会参加者に配付するものとする。
- (5) 論文発表会は、公開で実施し、他の審査委員、教員、大学院学生、学部学生及び学外者等が参加できるものとする。
- (6) 論文発表の実施に当っては、学位申請者全員の論文題名、日程及び会場を学内に掲示するとともに、本学のホームページに掲載し周知するものとする。

（最終試験）

第9条 学位申請者は、論文審査とともに最終試験を受けなければならない。

2 最終試験は、学位論文に関連する専門分野について、口頭試問により行うことができる。

（学位授与の審議及び議決）

第10条 研究科委員会は、各審査委員会による「修士学位論文審査及び最終試験結果報告書」

（別記様式5）に基づいて作成された「工学研究科修士課程修了判定資料」により課程修了の可否について議決する。

（学位の授与等）

第11条 学長は、前条の研究科委員会の議決に基づいて、学位を授与すべき者には、修士（工学）の学位を授与し、学位を授与できない者にはその旨通知する。

2 前項の学位記の授与は、3月及び9月に行う。

(学位論文等の保管)

第12条 提出論文は、論文審査終了後、図書館及び指導教員のもとに各1部を保管するものとする。

2 「学位論文審査出願書」とともに提出された「特定の課題についての研究成果」の写真・記録等は、前項と同様に保管資料とする。ただし、論文審査委員会が資料提出に該当しないと認めるときは、これを保管しない。

(事務)

第13条 学位に関する事務は、学務課において処理する。

(雑則)

第14条 この細則に定めるもののほか、本研究科における修士の学位に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て、学長が別に定める。

附 則 (平成16年9月15日制定)

- 1 この細則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 大学院工学研究科修士課程の学位論文審査並びに最終試験実施要項(平成11年7月21日実施)は廃止する。

附 則 (平成17年3月17日一部改正)

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月27日一部改正)

この細則は、平成20年3月27日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則 (平成21年6月17日一部改正)

この細則は、平成21年6月17日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則 (平成22年2月23日一部改正)

- 1 この細則は、平成22年4月1日から適用する。
- 2 平成21年度以前に入学した学生の論文の提出資格については、なお従前の例による。

附 則 (平成31年2月12日一部改正)

- 1 この細則は、平成31年4月1日から適用する。
- 2 平成30年度以前に入学した学生の論文の提出資格については、なお従前の例による。

別記様式 1

年 月 日

新潟工科大学大学院工学研究科長 殿

生産開発工学専攻

主指導教員

印

学位論文審査委員会委員（予定者）及び学位論文発表届

学 生 氏 名			
学 籍 番 号		専攻	生産開発工学専攻
論 文 題 目			
論文審査委員 (3人以上)	主査 委員 委員	委員 委員 委員	
論文発表会日時等	発 表 年 月 日	場 所	
	年 月 日 () 時 分		
公 表 論 文 (予定を含む。)	論 文 名	発 表 機 関	発表年月日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

※上記の論文には、大学院学則第 34 条に規定する特定の課題についての研究の成果を含む。

論文審査出願書

年 月 日

新潟工科大学大学院工学研究科長 殿

年度入学

工学研究科

生産開発工学専攻

申請者

印

このたび新潟工科大学学位規程第 5 条 1 項の規定に基づき、下記の学位論文を提出いたします。

記

論文題目	
------	--

※上記の論文には、大学院学則第 34 条に規定する特定の課題についての研究の成果を含む。

論 文 要 旨

論 文 題 目			
論文提出者氏名		専 攻	生産開発工学専攻

※上記の論文には、大学院学則第 34 条に規定する特定の課題についての研究の成果を含む。

(1, 500 字程度)

別記様式 3 の 2

論文提出者氏名		専 攻	生産開発工学専攻

〇〇年度

新潟工科大学大学院工学研究科修士学位論文

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の研究

専攻名 生産開発工学専攻

学籍番号

氏名

※上記の論文には、大学院学則第34条に規定する特定の課題についての研究の成果を含む。

年 月 日

新潟工科大学大学院工学研究科長 殿

審査委員

氏 名	印
主査	
委員	
委員	
委員	
委員	

修士学位論文審査及び最終試験結果報告書

論文提出者		学 位	修士 (工学)
学 籍 番 号		専 攻	生産開発工学専攻
論 文 題 目			

成 績	学 位 論 文	最 終 試 験
審 査 月 日	論 文 審 査	最 終 試 験
	年 月 日～ 月 日	年 月 日

(注)成績欄には「合格」、「不合格」の評語で記入すること。

修得単位数※	単位	修得見込単位数※	単位	計※	単位
--------	----	----------	----	----	----

(注)※は、記入しないこと。

公 表 論 文	論 文 名	発 表 機 関	発 表 年 月
			年 月
			年 月
			年 月
			年 月

※上記の論文には、大学院学則第34条に規定する特定の課題についての研究の成果を含む。

論文審査委員及び所見

(修士学位論文審査及び最終試験の結果の要旨)

氏 名		専 攻	生産開発工学専攻
論文審査委員	主 査 委 員 委 員	印 印 印	委 員 委 員 委 員 印 印 印
論 文 題 目			

※上記の論文には、大学院学則第 34 条に規定する特定の課題についての研究の成果を含む。

(500 字程度)

5. 教職課程の履修について

高等学校教諭専修免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に基づき、本大学院に設置する教職課程所定の単位を修得しなければなりません。

詳細は、学年始めに教職課程履修ガイダンスを行いますので、取得を希望する学生は必ず出席してください。

(1) 教育職員免許状

本学で取得できる教育職員免許状の種類及び免許教科は次のとおりです。

学 部【高等学校教諭一種免許状 「工業」：工学科】

大学院【高等学校教諭専修免許状 「工業」】

(2) 基礎資格

教育職員免許法等の規定により、本学において教育職員免許状取得の所要資格を得られる者の要件は、次のとおりです。

- ① 一種免許状については、学士の学位を得ること。
- ② 専修免許状については、修士の学位を得ること。
- ③ 本学において教育職員免許状取得に関するそれぞれの所定の授業科目の単位を、修得すること。

(3) 高等学校専修免許状取得に必要な単位

① 高等学校教諭一種免許状取得者または所要資格を有する者の場合

大学院博士前期課程において、大学が独自に設定する科目を 24 単位修得しなければなりません。

② 高等学校教諭一種免許状の所要資格を有しない者の場合

教科及び教科の指導法に関する科目 36 単位、教育の基礎的理解に関する科目 10 単位、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 8 単位、教育実践に関する科目 5 単位、教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目 8 単位及び大学院博士前期課程において、大学が独自に設定する科目を 24 単位単位修得しなければなりません。

(4) 教職免許状取得に必要な単位

専攻	免許教科 (種類)	大学における最低修得単位数 (一種免許状取得時の最低修得済単位)	修士課程における 最低修得単位
生産開発 工学専攻	工業 (専修)	<ul style="list-style-type: none"> ・教科及び教科の指導法に関する科目 36 単位 ・教育の基礎的理解に関する科目 10 単位 ・道徳、総合的な学習の時間等の指導法 及び生徒指導、教育相談等に関する科目 8 単位 ・教育実践に関する科目 5 単位 ・教育職員免許法施行規則 第 66 条の 6 に定める科目 8 単位 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学が独自に設定 する科目 24 単位

(5) 教育課程 (大学が独自に設定する科目)

生産開発工学専攻

免許法施行規則に定める 科目名及び最低修得単位	開講科目名及び単位			
大学が独自に設定する科目 (教科及び教科の指導法に 関する科目) 24 単位	弾塑性力学論	2	通信・ネットワーク工学特論	2
	先進製造学特論	2	生体信号処理特論	2
	機能性材料科学特論	2	サイバネティクス	2
	環境調和材料特論	2	建築環境設備設計特論	2
	化学工学特論	2	建築構造学特論	2
	微生物工学特論	2	建築環境制御学特論	2
	シミュレーション工学特論	2	建築計画学特論	2
	医用・福祉工学	2	建築材料学特論	2
	計測制御工学特論	2	建築防災学特論	2
	動的システム特論先端	2	都市計画学特論	2
	先端生産システム特論	2	応用数学特論	2
	電磁気学特論	2	物性工学概論	2
	電気電子回路特論	2		